

# 登記申請（11月6日）

## （1）登記内容の提出

### 【1】OCR用紙への記入

前日用意した登記申請書とは別に、登記する内容をOCRに記入して、登記所に提出しなければなりません。

この無料講座では、登記申請を予定している出張所が登記事務をコンピュータ化している場合を前提にご説明致します。コンピュータ化されているかどうかは各出張所に問い合わせるか、又は、ネットでも調べることが出来ます。

OCR用紙と下記（2）の印鑑届出書はその出張所で配布されていますので、無料講座「会社名と事業目的の決定」編に商号確認の際に法務局へ行ったときにもらっておきましょう。

### 【2】OCR用紙への記入方法（補足資料その9）

作成上の注意点は、

- （イ）手書きではなくワードやワープロで作成すること
- （ロ）行間隔・文字間隔は同一にし、文字と文字、行と行がつかないようにし、スペースは使わないこと
- （ハ）文字の大きさは10.5～12ポイントの間にする
- （ニ）登記事項である商号や本店などの文字は「 」で囲むこと
- （ホ）最後の申請人印には会社の実印を押すこと

## (2) 会社印鑑の届出

### 【1】会社実印の登録

会社設立と同時に会社の実印も登記所に登録します。この実印は今後登記内容を変更する際や事業開始後の他社との重要な契約書、そして株主総会議事録などへの押印で使用する重要なものですので、登録後の管理は十分に気をつけてください。

### 【2】印鑑（改印）届出書（補足資料その10）

レ点か2か所ありますので忘れずにチェックしてください。手書きでも問題ありませんが、印鑑については、この用紙から印影を読み取りますので鮮明に押印してください。

## (3) 登記申請

### 【1】登記所へ申請

登記所に持参するものを再チェックします。

- (イ) 無料講座「資本金の額証明書、登記申請準備」編にホチキス止めした申請書一部
- (ロ) 本日の上記(1)のOCR用紙と(2)の印鑑(改印)届出書をクリップで止めたもの(ホチキスではなく、クリップです。念のため。)

### 【2】登記所窓口

窓口の人に上記【1】の書類を渡します。そして、補正日がいつになるのか聞いておきます。補正日とは、申請した書類に不備があるときに再び登記所に行ってその不備を直すための訂正日のことです。その日までに登記所から何の連絡も無ければ登記完了、晴れて会社設立の運びとなります。

今回の無料講座では、11月9日を補正日と設定しています。

### 【3】補正

上記【2】で不備があったときは、登記所から電話が掛かってきますので、その時に何の不備があったのかを教えてください。通常は、印鑑の押印漏れや誤字脱字などが多いです。補正に行くときは、印鑑を持って行くのも忘れないでください。

### (4) 会社設立日

会社設立日は、この登記申請をした日になりますので、今回の無料講座では11月6日が会社設立日になります。

例えば、設立日を1日付や誕生日などにしたいときは、この登記申請日から逆算して、定款認証などの書類の準備に取り掛かる必要があります。